

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.4.1	出雲徳州会病院 出雲市斐川町直江3964-1	単価契約	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 単価:PCR検査¥15,000、 LAMP検査¥15,000 執行予定額:7,425,000円
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原1丁目4番6号	10,000	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 執行予定額:4,400,000円
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.4.1	雲南市立病院 雲南市大東町飯田96-1	15,050	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 執行予定額:1,738,275円
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.4.1	益田赤十字病院 益田市乙吉町1103-1	単価契約	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 単価:PCR検査(検体採取有)¥19,091、PCR検査(検体採取無)¥9,091、 LAMP検査(検体採取有)¥13,818、LAMP検査(検体採取無)¥3,818、 抗原定量検査(検体採取有)¥14,091、抗原定量検査(検体採取無)¥4,091 執行予定額:5,875,800円
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.4.1	浜田医療センター 浜田市浅井町777番地12	13,637	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 執行予定額:1,575,074円
令和3年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R3.4.1	株式会社R0 鳥取県米子市皆生温泉4丁目16番2-508	14,850	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要がある。これらの設備を有する施設は県内において数少ない。	単価契約 執行予定額:8,167,500円
令和3年度島根県肝炎ウイルス検査業務の委託契約	R3.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本紀彦 松江市袖師町1番31号	単価契約	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	本事業の委託業務は「肝炎ウイルス検査」という専門的な業務であり、受検者の検査後のフォローアップが必要であることから、日頃から肝炎ウイルス検査を行う専門的な医療機関でなければ遂行ができない。 これに加え、実施にあたっては、多くの専門的医療機関が所属する団体を代理人として検査業務を一括委託し、当該団体が有する事務局機能により請求の審査・検査委託料の支払業務を行うことで、事業を円滑・効率的に実施する必要があり、これらの条件を満たす団体は一般社団法人島根県医師会をおいてほかにない。	単価契約 単価:コーディネーター在籍(基本型(核酸増幅検査不要)¥8,280、基本型(核酸増幅検査実施)¥14,150、C型のみ(核酸増幅検査不要)¥7,400、C型のみ(核酸増幅検査実施)¥13,270、B型のみ¥7,200) コーディネーター不在(基本型(核酸増幅検査不要)¥5,920、基本型(核酸増幅検査実施)¥10,290、C型のみ(核酸増幅検査不要)¥5,040、C型のみ(核酸増幅検査実施)¥9,410、B型のみ¥4,840) 執行予定額:5,638,998円
令和3年度島根県風しん抗体検査業務の委託契約	R3.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本紀彦 松江市袖師町1番31号	4,037	第167条の2第1項 第2号	感染症対策室	本事業の委託業務は「風しん抗体検査」という専門的な業務であり、受検者の検査後のフォローアップが必要な業務であることから、日頃から風しん抗体検査を行う専門的な医療機関でなければ遂行ができない。 これに加え、実施にあたっては、多くの専門的医療機関が所属する団体を代理人として検査業務を一括委託し、当該団体が有する事務局機能により請求の審査・検査委託料の支払業務を行うことで、事業を円滑・効率的に実施する必要があり、これらの条件を満たす団体は一般社団法人島根県医師会をおいてほかにない。	単価契約 執行予定額:4,085,367円

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課 (地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
病院総合医養成 事業委託	R3.4.19	島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 島根県出雲市姫原四丁目1-1	5,000,000	第167条の2第1項 第2号	医療政策課	<p>県が地域に必要とされる「病院総合医」を養成し、自治医科大学卒業医師と両輪で医師少数区域等の病院へ派遣することは政策医療である。</p> <p>島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合的な診療能力を持つ自治医科大学卒業医師を養成するとともに、総合診療医の研修プログラムによる県職員医師等の養成実績があるなど、総合医育成の中核を担っていることから、標記事業を実施できる団体は当該病院以外にない。</p>	